

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第28号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ

れ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第15条第13号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第14号を次のように改める。

(14) 介護支援専門員は、第12号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

第15条第28号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項各号を次のように改める。

(1) 第15条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第15条第6号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第8号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第29条第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第24条第3項（改正後の条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

令和6年第1回定例会  
第 号議案資料

東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営  
の基準に関する条例の一部を改正する条例

# 「東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について

## 1 改正趣旨

令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことに伴い、条例の改正を行うものである。

## 2 主な改正内容

- (1) 介護支援専門員（ケアマネジャー）1人当たりの取扱件数を緩和する規定に改める。
- (2) 他事業所との管理者の兼務について、限定要件に関する規定を削除する。
- (3) 事業者の負担軽減を図るため、介護サービスの利用状況を利用者へ説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする規定に改める。
- (4) 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、テレビ電話等を活用したモニタリングを可能とする規定を追加する。
- (5) 事業所における運営規定の概要等の重要事項について、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定を追加する。
- (6) 身体的拘束等の制限及び拘束等を行う場合の記録等に関する規定を追加する。
- (7) その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。

## 3 概要説明

### 各条の改正概要

条文	改正概要
第1章 総則	
第3条(基本方針)	略称の追加
第2章 人員に関する基準	
第4条(従業者の員数)	1人の介護支援専門員(ケアマネジャー)が取扱うことのできる利用者の数を35から44とし、また居宅サービス計画に係るシステムを活用し、かつ事務員を配置した場合は49とする人員基準の規定の改正
第5条(管理者)	他事業所との管理者の兼務について、同一敷地内に限定していた規定の削除

第3章 運営に関する基準	
第6条（内容及び 手続の説明及び同意）	ケアプランにおける訪問介護等の割合や同一事業者等により提供された訪問介護等の割合を利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする規定の改正及び表記の整理
第15条（指定居 宅介護支援の具 体的取扱方針）	身体的拘束等は緊急やむを得ない場合に限定すること及び身体的拘束等を行う場合に記録することを義務付ける規定、並びに利用者の心身の状況が安定しており、テレビ電話等による意思疎通が可能である場合に、利用者の同意のもと、2月に1回はテレビ電話等によるモニタリングを可能とする規定の追加並びに表記の整理
第24条（掲示）	事業所における運営規定の概要等の重要事項について、原則として、ウェブサイトに掲載することを義務付ける規定の追加及び表記の整理
第31条（記録の 整備）	身体的拘束等を行う場合には、利用者の心身の状況や拘束等を行う理由等の記録及びその保存を義務付ける規定の追加並びに表記の整理